

建築保全業務共通仕様書及び同解説平成25年版 Q&A (平成26年3月19日)

頁	質問	回答
252	<p>建基法では、国等の定期点検においては、「損傷、腐食、その他劣化に係るものに限る。」を実施することとなっていますが、その範囲は明確にされていません。</p> <p>平成25年度版共通仕様書で建築主事を置く市町村においては点検項目Aを選択となっているため、同解説(P253～261)の点検及び確認整理表(建基法12条点検)の点検・確認項目のうち*印以外について実施すれば、建基法12条2項及び4項の損傷、腐食、その他劣化に係るものを点検したものと解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>共通仕様書(P253～261)の点検及び確認整理表(建基法12条点検)の*印以外の点検・確認項目について実施すれば、建基法12条2項及び4項の「損傷、腐食、その他劣化に係るものを点検」をしたものとして、当センターで解釈し整理しております。</p> <p>ただし、厳密な解釈が必要であれば国土交通省住宅局又は特定行政庁の専権事項ですのでそちらへお尋ねください。</p>
253	<p>「点検及び確認整理表」の点検・確認対象部位項目が共通仕様書内のどことリンクしているのかわかりにくい。(何ページに記載されているのか)</p> <p>別途一覧表はないのでしょうか</p>	<p>「点検及び確認整理表」中の建基法12条点検において(*)項目は当センターで調査・検査に該当するであろうとして掲載している。(「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」22頁における対象項目b([調査]又は[検査])と同じ部分でもある。)</p> <p>当センターにおいて判断しているものであり、現時点で公表できるものはないことをご理解願います。</p>
253	<p>「建築保全業務共通仕様書及び同解説(平成25年版)」の253ページからの点検及び確認整理表のことについて</p> <p>「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン(平成24年版)」260ページの点検及び確認記録の表と比べたときに点検該当箇所の○の所が違ってきています。</p> <p>どちらが正しいのでしょうか。</p>	<p>①「建築保全業務共通仕様書及び同解説(平成25年版)」の253ページからの点検及び確認整理表、</p> <p>②「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン(平成24年版)」260ページの点検及び確認記録の表、</p> <p>① ②双方、正しいです。</p> <p>ただし、②は、平成20年11月17日国営保第26号で定められた保全台帳の様式です。</p> <p>これを点検・確認ガイドラインに掲載しております。</p> <p>他方、①は、官公法13条確認、建基法12条点検、官公法12条点検の点検及び確認項目について整理するために、平成25年に作成したものです。</p> <p>基本的に、①は②に建基法の1項3項が追記されております。</p> <p>結果として、それぞれの表の作成時期と作成目的の関係で、① ②の表を比べると、○の位置や点検項目の構成が異なっております。</p>